

■ 「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」の今後の取扱について

<経緯・背景>

○昭和 47 年に公布された琵琶湖総合開発特別措置法(以下、「琵琶総」)により、保全対策では下水道事業の推進による流入汚濁負荷が削減され、治水対策では洪水被害の発生の防除が進むなど、琵琶湖総合開発事業としての一定の成果が見込まれたことから、琵琶総は平成 9 年に失効している。

○琵琶湖の水資源の有効利用促進や湖周辺の洪水被害の解消等に一定の効果が見られる一方で、社会経済の発展がもたらした生活様式の変化に伴い、水質の悪化や在来種の減少などが懸念され、この課題に対応すべく平成 9～10 年度の 2 力年にわたる6省庁(当時の厚生省、農林水産省、林野庁、国土庁、建設省、環境庁)の検討により、「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」(以下、「計画調査」)が策定されている。

<計画調査の位置づけ>

○計画調査は 20 年後を想定し、更に琵琶湖のありうべき姿として 50 年後も踏まえた目標を考えている。計画は平成 11～22 年度を第 1 期計画、平成 23～令和 2 年度を第 2 期計画とし、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等に関し、長期的計画であることから持続的に改善される柔軟な計画となっている。

<現行法の制定と現在>

○琵琶総の失効後、計画調査に基づいた琵琶湖の総合保全を進めてきたが、水質等の課題に加え、侵略的外来動植物の増加など、複雑化、多様化する琵琶湖の課題に対応するためには法制定が必要との動きから、議員立法による取り組みが進められた結果、平成 27 年に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」(以下、「琵琶湖法」)が成立・施行されている。

○上記のとおり、琵琶湖法成立以前の時期においては計画調査により琵琶湖の保全が進められ、琵琶湖法施行後も引き続き計画調査は存在し、法と計画が同時に動いている状況である。

<今後の取扱い>

○今般、琵琶湖法施行後 5 年以内の見直しとしてフォローアップを実施しており、並行して計画調査(第 2 期計画)の最終年度として取組成果、今後の方向性等をとりまとめているところ、琵琶湖法及び計画調査の取組内容、成果、目指すべき方向性等は同様なものであり、両者の成果等のとりまとめとなる今回のタイミングを捉え、今後は琵琶湖法に統廃合する形とし、計画調査は今期で終了することしたい。

<結論>

○すなわち、今後の琵琶湖の保全及び再生は琵琶湖法に基づき、これまでと変わることなく、引き続き取り組まれていくこととなる。

以上